

事務連絡
令和4年10月3日

公益社団法人全日本トラック協会
全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会
一般社団法人日本経済団体連合会
公益社団法人日本通信販売協会
一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会 御中

国土交通省自動車局
安全政策課
貨物課
整備課

事業用軽貨物自動車の事故防止に係る留意事項について

平素より国土交通行政にご協力いただきありがとうございます。

国土交通省では事業用自動車総合安全プラン 2025 において、令和7年度までに軽貨物自動車を含めた事業用貨物自動車による事故の死者数を 190 人以下とする等の目標を設定しているところです。

事業用軽貨物自動車以外の事業用貨物自動車の死亡・重傷事故件数は減少傾向である一方、事業用軽貨物自動車（以下「軽貨物自動車」という。）の死亡・重傷事故件数は、令和3年において平成28年と比べ約8割増加しています。また、軽貨物自動車は、追突や交差点における出会い頭の衝突事故が多いことが特徴です。詳細な事故の特徴については、別添資料「事業用軽貨物自動車の事故の特徴」をご確認ください。

以上を踏まえ、貨物軽自動車運送事業における事故防止のため、下記の事項について関係者に対し周知徹底をお願いいたします。

記

1. 運行管理の実施

- (1) 貨物軽自動車運送事業者（個人事業主を含む。以下「軽貨物事業者」という。）は運行管理者を選任する必要はありませんが、軽貨物事業者自らが過労運転の防止、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を含めた乗務前後における点呼、運転者に対する指導・監督等の運行管理を実施することが必要です。また、個人事業主の場合は、自ら運行管理を実施することが必要です。
- (2) 軽貨物事業者は、運転者の過労運転を防止するため、運転者の拘束時間、休息期間、運転時間等について「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年8月20日国土交通省告示第1365号）」等の関係法令を遵守するとともに、運転者の適切な労務管理や健康管理を行うことが必要です。

(参考資料) 自動車総合安全情報（運転者の労務管理等）

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/personnelmanagement.html>

2. 安全運転の遵守

- (1) 軽貨物事業者は運転者に対し、酒気帯び運転をしないなどの道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定を改めて確認させるとともに、同法の実定を確実に遵守した運転を行わせるよう適切な指導を行うことが必要です。
- (2) 軽貨物自動車の事故の特徴である追突や出会い頭事故を防止するため、特に以下のポイントに気を付けて指導を行うことが必要です。
 - ・運転中にスマートフォン等を使用したり、カーナビの画面を注視しないこと。
 - ・交差点において一時停止の道路標識がある場合には、一時停止を遵守すること。また、停止線にて一時停止するだけでなく、交差点内が目視できるところでもう一度一時停止や安全確認をしたり、十分に安全な速度で通行すること。
 - ・住宅街等見通しの悪い道路では、自動車、自転車、歩行者等が飛び出してくる可能性があるため、安全確認を怠らず通行するようにすること。

(参考資料) 自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル（トラック事業者編）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_honpen.pdf

3. 点検整備の実施

- (1) 軽貨物事業者は、日々の軽貨物自動車の安全を確保するため、走行距離や運行時の状態から判断した適切な時期に、日常点検を行うことが必要です。
- (2) また、日常点検で点検する箇所より細かな箇所について、定期的な点検（12ヶ月点検）を行うことが必要です。なお、点検の結果、不具合に至る可能性が高いまたは不具合がある場合は、必要な整備を実施しなければなりません。
- (3) 加えて、10台以上の軽貨物自動車を保有する軽貨物事業者は、整備管理者を選任

し車両管理を行うことが必要です。

(参考資料) 自動車の点検整備

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t1/t1-2/index.html>

4. 適正な運送の依頼

- (1) 電子商取引（E C）市場規模の拡大に伴い、宅配便の取扱件数は令和3年度において平成28年から約2割増加しています。
- (2) 軽貨物事業者に荷物の輸送を依頼される荷主（運送委託者）におかれましては、運転者の過労運転を防止するため、「拘束時間超過」、「無理な配送依頼」及び「依頼に無かった附帯業務をさせられる」等がないよう、適正な運送の依頼をお願いします。
- (3) 国土交通省が貨物自動車運送事業者の過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合、当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第64条に基づく荷主への勧告の対象となることをご承知おきください。
- (4) また、国土交通省では、トラック事業者が貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いが認められる場合、荷主に対し、同法附則第1条の2に基づく働きかけ等を行っています。軽貨物事業者におかれましては、荷主との間で該当する事例がある場合、下記のURLにアクセスいただき、情報をお寄せください。

(参考資料) 荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000043.html